

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和4年4月1日

今治市港湾振興協会 会長 徳永 繁樹

1 業務概要

(1) 業務名

今治港開港100周年記念事業「みなとフェスティバル」企画運營業務

(2) 業務の目的

今治港の開港100周年を記念したイベントを開催し、イベントへの集客と今治港エリアにおける魅力創出を図るため、県内外に向けたプロモーションを実施します。

本業務を実施することにより、今治港100年の歴史を振り返り、海や港に対する関心と理解を深めるとともに、港の活かし方・楽しみ方を創造し、内港周辺の賑わいの創出と交流人口の拡大を図ることを目的とします。

また、メディアやSNSを活用した情報発信を通じて、今治港の魅力が再確認されるとともに、全国へ広がっていくことを目指します。

(3) 業務内容

別紙「今治港開港100周年記念事業「みなとフェスティバル」企画運營業務仕様書」(以下「仕様書」といいます。)のとおりに

(4) 履行期間

契約締結から令和4年12月1日(木)まで

2 見積限度額

11,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とします。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者(以下「参加者」といいます。)とします。

(1) 今治市競争入札参加資格者であること

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 公告日から契約締結の間において、今治市の指名停止措置を受けている期間がない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (5) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者
- (6) 愛媛県内に事業所等を有する法人等であって、今治港開港100周年記念事業「みなとフェスティバル」企画運營業務と種類及び規模をほぼ同じくする業務委託の実績を有する者。

5 担当部署

今治市港湾振興協会事務局

今治市役所建設部建設政策局

港湾漁港課 港湾振興係

〒794-0013 今治市片原町一丁目100番地3 みなと交流センター3階

TEL：0898-22-4120

FAX：0898-22-4121

E-MAIL：kouwanka@imabari-city.jp

6 評価項目及び評価基準

別紙「評価項目及び評価基準」のとおり

7 実施要領等の配布

今治市港湾振興協会ホームページ又は今治市港湾漁港課ホームページからダウンロードしてください。

URL：<http://imabariports.jp/>（今治市港湾振興協会）

URL：<https://www.city.imabari.ehime.jp/kouwan/>（今治市港湾漁港課）

8 参加表明

(1) 提出期間

令和4年4月1日（金）から令和4年4月12日（火）午後5時15分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記5「担当部署」

(3) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要（様式第2号）

- ウ 類似業務実績調書（様式第3号）
- (4) 提出部数
 - 1部
- (5) 提出方法
 - 提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。以下同じ。）により提出するものとします。
- (6) 参加資格の審査及び結果の通知
 - 提出された参加表明書等により、前記4「参加資格要件」を満たしているかについて審査し、その結果を参加資格審査結果通知書（様式第4号（その1）又は様式第4号（その2））により令和4年4月15日（金）までに通知します。

9 企画提案書の提出

- (1) 提出期間
 - 令和4年4月21日（木）午後5時15分まで（必着）
 - ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出場所
 - 前記5「担当部署」
- (3) 提出書類
 - ア 企画提案書提出届（様式第6号）
 - イ 企画提案書（任意様式）
 - ウ 参考見積書（様式第7号）及び見積内訳書（任意様式）
- (4) 企画提案書作成要領
 - ア 企画提案書はA4版で作成し、20ページ程度にまとめてください。
 - イ 仕様書に沿って企画提案を作成してください。
 - ウ 企画提案書は、できる限り平易な表現（図表等を含む。）で作成してください。
 - エ 仕様書に示す要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行ってください。
- (5) 提出部数
 - ア 正本1部
 - イ 副本12部
- (6) 提出方法
 - 提出期間内に、持参又は郵送により提出してください。

10 選定方法

選定は、今治港開港100周年記念事業「みなとフェスティバル」企画運營業務公募型プロポーザル選定委員会が行い、前記6「評価項目及び評価基準」により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」といいます。）を選定します。

(1) 選定委員審査会（プレゼンテーション等による審査）

企画提案についてのプレゼンテーション等を実施します。前記6「評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づいて評価を行い、得点の高い順に順位を付けます。最高得点を挙げた参加者が2人以上いる場合は、前記6「評価項目及び評価基準」の審査項目(2)企画提案力の得点の高い順に、同項目の得点と同じ場合は見積金額が安価な順に順位を決定し、本業務の契約候補者として選定します。

プレゼンテーション等の実施内容の詳細については、後日連絡します。

(2) 参加者が1者の場合は、選定委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定します。

11 選定結果

選定結果を電話または電子メールにより、参加者全員に通知します。

12 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 参考見積書の金額が、見積限度額を超えた場合
- (5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6) プロポーザル選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

13 その他

(1) 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とします。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を今治市港湾振興協会に請求することはできません。

- (2) 本提案により知り得た情報を第三者に漏洩してはなりません。
- (3) 契約書については、提示した契約書（案）により作成します。